

# 統計でみる市区町村のすがた

*STATISTICAL OBSERVATIONS OF SHI,KU,MACHI,MURA*

2 0 1 1

総務省統計局

*STATISTICS BUREAU*

*MINISTRY OF INTERNAL AFFAIRS AND COMMUNICATIONS*

*JAPAN*

## ま　え　が　き

総務省統計局では、昭和51年度以来、社会・人口統計体系の整備を実施しています。

社会・人口統計体系は、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、居住、健康・医療、福祉・社会保障など国民生活全般の実態を示す種々の地域別統計データを収集・加工し、これを体系的に編成することにより、国、地方公共団体等の各種施策及び地域分析の基礎資料として提供することを目的として整備しているものです。

この体系は、都道府県別及び市区町村別にデータの整備を行っている点に特色があり、言わば国民生活に関する地域別統計データベースの役割を担っています。

本書は、社会・人口統計体系の市区町村データの中から、主な基礎データを取りまとめたものであり、「I 市区町村編」及び「II 基礎データの説明」の二部から構成されています。本書が各種行政施策、学術研究、地域分析等各方面で広く利用されることを期待します。

なお本書のほか、姉妹作として「社会生活統計指標」及び「統計でみる都道府県のすがた」も刊行しています。これら3部作に掲載されているデータは、過去のデータも含めて政府統計の総合窓口（e-Stat）からも利用できますので、併せて御活用いただければ幸いです。

社会・人口統計体系の整備及び本書の刊行に当たって御協力いただいた府省、都道府県及びその他関係諸機関に対し、深く感謝の意を表します。

平成23年6月

総務省統計局長

川　崎　茂

# 目 次

## I 市区町村編

A 人口・世帯	2	G 文化・スポーツ	176
B 自然環境	3	H 居住	176
C 経済基盤	60	I 健康・医療	234
D 行政基盤	61	J 福祉・社会保障	234
E 教育	118	K 安全	235
F 労働	118		

## II 基礎データの説明

A 人口・世帯	294	G 文化・スポーツ	304
B 自然環境	296	H 居住	304
C 経済基盤	297	I 健康・医療	307
D 行政基盤	299	J 福祉・社会保障	308
E 教育	302	K 安全	310
F 労働	303		

参考1 社会・人口統計体系の概要 ..... 312

参考2 「統計でみる市区町村のすがた2011」のデータ

掲載変更項目一覧 ..... 314

参考3 平成17年10月1日から22年3月31日までに廃置分合のあった

市区町村一覧 ..... 315

## 基礎データ掲載項目

No.	分野	項目符号	項目名	年度	単位	ページ
1	A 人口・世帯	A1101	人口総数	2005	人	P 2 ↓ P 5 9
2		A1301	15歳未満人口	2005	人	
3		A1302	15～64歳人口	2005	人	
4		A1303	65歳以上人口	2005	人	
5		A1700	外国人人口	2005	人	
6		A1801	人口集中地区人口	2005	人	
7		A4101	出生数	2008	人	
8		A4200	死亡数	2008	人	
9		A5101	転入者数	2009	人	
10		A5102	転出者数	2009	人	
11		A6107	昼間人口	2005	人	
12		A7101	世帯数	2005	世帯	
13		A710101	一般世帯数	2005	世帯	
14		A810102	核家族世帯数	2005	世帯	
15		A810105	単独世帯数	2005	世帯	
16		A811102	65歳以上の親族のいる核家族世帯数	2005	世帯	
17		A8201	高齢夫婦世帯数	2005	世帯	
18		A8301	高齢単身世帯数	2005	世帯	
19		A9101	婚姻件数	2008	組	
20		A9201	離婚件数	2008	組	
21	B 自然環境	B1101	総面積（北方地域及び竹島を除く）	2009	km <sup>2</sup>	P 6 0 ↓ P 1 1 7
22		B1103	可住地面積	2009	km <sup>2</sup>	
23	C 経済基盤	C120110	課税対象所得	2009	百万円	P 6 0 ↓ P 1 1 7
24		C120120	納稅義務者数	2009	人	
25		C2101	事業所数	2006	事業所	
26		C2104	第2次産業事業所数	2006	事業所	
27		C2105	第3次産業事業所数	2006	事業所	
28		C2201	従業者数	2006	人	
29		C2204	第2次産業従業者数	2006	人	
30		C2205	第3次産業従業者数	2006	人	
31		C3107	耕地面積	2009	km <sup>2</sup>	
32		C3401	製造品出荷額等	2008	百万円	
33		C3404	製造業従業者数	2008	人	
34		C3501	商業年間商品販売額	2006	百万円	
35		C3502	商業事業所数	2007	事業所	
36		C3503	商業従業者数	2007	人	
37		C5401	標準価格（平均価格）（住宅地）	2009	円/m <sup>2</sup>	
38		C5403	標準価格（平均価格）（商業地）	2009	円/m <sup>2</sup>	
39	D 行政基盤	D2201	財政力指数（市町村財政）	2008	—	P 1 1 7
40		D2202	実質収支比率（市町村財政）	2008	%	
41		D2211	実質公債費比率（市町村財政）	2008	%	
42		D3201	歳入決算総額（市町村財政）	2008	百万円	
43		D3203	歳出決算総額（市町村財政）	2008	百万円	
44		D320101	地方税（市町村財政）	2008	百万円	
45	E 教育	E1101	幼稚園数	2009	園	P 1 1 8 ↓ P 1 7 4
46		E1501	幼稚園在園者数	2009	人	
47		E2101	小学校数	2009	校	
48		E2401	小学校教員数	2009	人	
49		E2501	小学校児童数	2009	人	
50		E3101	中学校数	2009	校	
51		E3401	中学校教員数	2009	人	
52		E3501	中学校生徒数	2009	人	
53		E4101	高等学校数	2009	校	
54		E4501	高等学校生徒数	2009	人	
55	F 労働	F1101	労働力人口	2005	人	P 1 7 4

No.	分野	項目符号	項目名	年度	単位	ページ
56	F 労働	F1102	就業者数	2005	人	P 119 ↓ P 175
57		F1107	完全失業者数	2005	人	
58		F2201	第1次産業就業者数	2005	人	
59		F2211	第2次産業就業者数	2005	人	
60		F2221	第3次産業就業者数	2005	人	
61		F2401	雇用者数	2005	人	
62		F2402	役員数	2005	人	
63		F2403	雇人のある業主数	2005	人	
64		F2404	雇人のない業主数	2005	人	
65		F2405	家族従業者数	2005	人	
66		F2701	自市区町村で従業している就業者数	2005	人	
67		F2705	他市区町村への通勤者数	2005	人	
68		F2801	従業地による就業者数	2005	人	
69		F2803	他市区町村からの通勤者数	2005	人	
70	G 文化・スポーツ	G1201	公民館数	2008	館	P 176 ↓ P 233
71		G1401	図書館数	2008	館	
72	H 居住	H1101	居住世帯あり住宅数	2008	住宅	
73		H1310	持ち家数	2008	住宅	
74		H1320	借家数	2008	住宅	
75		H2130	1住宅当たり延べ面積	2008	m <sup>2</sup>	
76		H550701	非水洗化人口	2007	人	
77		H5608	ごみ計画収集人口	2007	人	
78		H5609	ごみ総排出量	2007	t	
79		H5614	ごみのリサイクル率	2007	%	
80		H6101	小売店数	2006	事業所	
81		H6102	飲食店数	2006	事業所	
82		H6103	大型小売店数	2006	事業所	
83		H6104	百貨店数	2006	事業所	
84		H7110	道路実延長	2009	km	
85		H7111	道路実延長（主要道路）	2009	km	
86		H7112	道路実延長（市町村道）	2009	km	
87		H7121	舗装道路実延長（主要道路）	2009	km	
88		H7501	郵便局数	2009	局	P 233 ↓ P 234
89		H9101	都市公園数	2008	箇所	
90	I 健康・医療	I510120	一般病院数	2008	施設	P 234 ↓ P 291
91		I5102	一般診療所数	2008	施設	
92		I5103	歯科診療所数	2008	施設	
93		I6100	医師数	2008	人	
94		I6200	歯科医師数	2008	人	
95		I6300	薬剤師数	2008	人	
96	J 福祉・社会保障	J230121	介護老人福祉施設数	2008	所	P 234 ↓ P 291
97		J2401	身体障害者更生援護施設数	2008	所	
98		J2503	保育所数	2008	所	
99		J250502	保育所入所待機児童数	2009	人	
100		J2506	保育所在所児数	2008	人	
101		J4101	国民健康保険被保険者数	2008	人	
102	K 安全	K2102	建物火災出火件数	2008	件	P 291
103		K3101	交通事故発生件数	2009	件	
104		K4201	刑法犯認知件数	2009	件	

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 本書の構成

本書は、社会・人口統計体系として統計局が蓄積している市区町村の統計データの中から、データの整備状況、分野の代表性、精度等を考慮して選定した基礎データ104項目を掲載した「I 市区町村編」及び基礎データの資料源、定義等を掲載した「II 基礎データの説明」の二部から成る。

## 2. 掲載年度

本書に掲載した基礎データの年度は、原則として平成22年度までに収集したものから最新年度のデータを採用し、西暦年で表示している。

## 3. 年度の表し方

年度（西暦年）は、会計年度（当該年の4月1日～翌年3月31日）を基準にしている。したがって、掲載データは表頭年度の会計年度における特定の時点又は期間に係るものである。ただし、2会計年度にまたがるデータの場合は、期間の長い方の会計年度のデータとして取り扱っている。

## 4. 掲載データ

- (1) データの単位未満は、四捨五入することを原則としている。このため、市区町村の合計の数値と都道府県のデータが一致しないことがある。
- (2) 掲載データには、総数に不詳の数値が含まれていることもある。このため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

## 5. 「II 基礎データの説明」の掲載内容

- (1) 資料源：当該データの出典（調査名等）
- (2) 調査概要：「資料源」に示した調査等に関する調査方法、調査対象、調査時期等
- (3) 調査時点又は期間：本書に掲載しているデータの調査時点又は期間
- (4) 項目の説明：個々の基礎データの概念、収集範囲、留意点等

## 6. 記 号

統計表で使用している記号は、次のとおりである。

- (1) 「\*」  
各都道府県が収集したデータを統計局が取りまとめたことを示している。  
なお、一部の地域については、時点等が異なる項目がある。
- (2) 「0」  
データが「0」又は指定した単位に満たないことを示している。
- (3) 「…」  
データが得られないことを示している。

(4) 「X」

データが秘匿されていることを示している。

## 7. 廃置分合のあった市区町村の取扱い

本書に掲載した市区町村は、平成22年3月31日現在の名称、区域による。

平成22年3月31日以前に廃置分合のあった市区町村については、以下によりデータを表章している。

(1) 市制施行、町制施行、名称変更等があった市区町村

平成22年3月31日現在の市区町村名により全てのデータを表章している。

(2) 合併のあった市区町村

市区町村が合併して新たに市区町村が設置された場合又は他の市区町村に編入された場合は、当該市区町村のデータをそのまま合算して表章している。

(3) 分割、新設等があった市区町村

市区町村が分割されて別の市区町村が新たに設置された場合は、分割後と同一の市区町村名があるものについてはデータをそのまま表章し、新たに設置された市区町村については分割前の年次のデータを「…」で表章している。

(4) 本書掲載のデータ年度は、平成17年（2005年）10月1日以降のデータであるが、その平成17年10月1日から22年3月31日までに廃置分合等のあった市区町村は、「参考3 平成17年10月1日から22年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧」（315ページ）のとおりである。

## 8. その他

(1) 本書の引用（転載）について

本書の内容を著作物に引用（転載）する場合には、必ず本書の書名を次のように明記してください。

出典 総務省統計局刊行 「統計でみる市区町村のすがた 2011」

(2) 本書の統計局ホームページ掲載

「統計でみる市区町村のすがた」

総務省統計局URL : <http://www.stat.go.jp/data/ssds/5b.htm>

政府統計の総合窓口URL :

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do?lang=01>

(3) 本書に関する問い合わせ先

総務省統計局統計調査部調査企画課社会生活統計指標係 電話 03-5273-1135

## A 人口・世帯

### 1 人口の規模・構造

- 人口総数
- 年齢3区分人口
- 外国人人口
- 人口集中地区人口

**資料源** 総務省統計局「国勢調査報告」

**調査概要** 本邦内に常住する全ての人を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢、男女の別、配偶関係、国籍、労働力状態、従業上の地位、産業、職業、世帯の種類、住宅、従業地・通学地などについて調査するものである。

**調査時点又は期間** 10月1日

#### 1.1 人口総数

国勢調査でいう人口総数は、本邦内（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島（島根県）を除く。）に常住している者としている。常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に常住している者とみなしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に常住している者とみなしてその場所で調査している。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿、その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者  
……その宿泊している施設
- (2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院又は入所している者……その病院又は療養所
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者
  - a 陸上に生活の本拠を有する者……その住所
  - b 陸上に生活の本拠の無い者……その船舶

なお、bの場合には、日本の船舶のみを対象とし、調査時

に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査している。

- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者  
……その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者……その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としているが、次の者は調査から除外している。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### 1.2 年齢3区分人口

国勢調査でいう年齢は、当該年9月30日現在における満年齢である。

なお、当該年10月1日前零時に生まれた人は0歳とした。国勢調査の年齢3区分は、次のとおりである。

- ① 年少人口（15歳未満人口）
- ② 生産年齢人口（15歳～64歳人口）
- ③ 老年人口（65歳以上人口）

#### 1.3 外国人人口

国勢調査の人口総数のうち、外国国籍を有する者をいう。

#### 1.4 人口集中地区人口

人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいい、この地域に常住する人口総数を人口集中地区人口という。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

## 2 人口の自然増加

出生数  
死亡数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

**調査概要** 年間の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を対象とし、市区町村への届出に基づいて集計している。

**調査時点又は期間** 1月1日～12月31日

### 2.1 出生数及び死亡数

我が国において発生した日本人の出生・死亡についての数値である。したがって、日本人の国外におけるもの及び外国人の日本におけるものの数は含まれていない。

出生については14日以内、死亡については7日以内に市区町村長に届け出るよう決められているが、何らかの理由で、調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれていない。

## 3 人口の社会移動

転入者数  
転出者数

**資料源** 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

**調査概要** 住民基本台帳法第22条の規定による届出及び同法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

ただし、同一の市区町村内で住所を変更した者は含まれない。

なお、日本の国籍を有しないものは含まれない。

**調査時点又は期間** 1月1日～12月31日

### 3.1 転入者数

当該市区町村の区域内に、他の市区町村から住所を移した者の年間の数値であり、従前の住所地が国外の者は含まれない。

### 3.2 転出者数

当該市区町村の境界を越えて、他の市区町村へ住所を移した者の年間の数値である。

国外への転出者は、転出者の数値には含まれない。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたものである。

## 4 従業地・通学地人口

昼間人口

**資料源** 総務省統計局「国勢調査報告」

**調査概要** Aの1(294ページ)を参照

**調査時点又は期間** 10月1日

### 4.1 昼間人口

国勢調査の従業地・通学地集計の結果を用いて、次のようにして計算された人口である。

A市の昼間人口

= A市の常住人口

$$- \left[ \begin{array}{l} (\text{A市に常住する就業者のうち従業先が} \\ \text{A市外にある者}) + (\text{A市に常住する通} \\ \text{学者のうち通学先がA市外にある者}) \end{array} \right]$$

$$+ \left[ \begin{array}{l} (\text{A市外に常住する就業者のうち従業先が} \\ \text{A市にある者}) + (\text{A市外に常住する通} \\ \text{学者のうち通学先がA市にある者}) \end{array} \right]$$

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間通勤、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。

ただし、この昼間人口には、買物客などの非定的な移動については考慮していない。

## 5 世帯数

世帯数  
一般世帯数  
核家族世帯数  
単独世帯数  
65歳以上の親族のいる核家族世帯数  
高齢夫婦世帯数  
高齢単身世帯数

**資料源** 総務省統計局「国勢調査報告」

**調査概要** Aの1(294ページ)を参照

**調査時点又は期間** 10月1日

### 5.1 世帯数

一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯である。

### 5.2 一般世帯数

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と

住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人數に関係なく雇主の世帯に含めている。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

### 5.3 核家族世帯数

一般世帯の親族世帯のうち次の世帯をいう。

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者で構成された世帯である。また、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合も含まれる。

例えば、「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝い人から成る世帯も含まれる。

### 5.4 単独世帯数

世帯人員が一人の世帯をいう。

### 5.5 65歳以上の親族のいる核家族世帯数

単独世帯を除く一般世帯のうち65歳以上の親族のいる世帯をいう。したがって、一人暮らしの高齢者世帯は含まれない。

### 5.6 高齢夫婦世帯数

「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）」をいう。

### 5.7 高齢単身世帯数

「65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）」をいう。

## 6 婚姻・離婚

婚姻件数

離婚件数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

調査概要 Aの2 (295ページ) を参照

調査時点又は期間 1月1日～12月31日

### 6.1 婚姻件数及び離婚件数

我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区

町村長に届出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数である。ただし、調停、審判及び判決による離婚は、翌年1月14日までに届け出されたもののうち、調査年の1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったものである。

## B 自然環境

### 1 総面積

資料源 国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市町村別面積調」、総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 國土交通省国土地理院発行の地形図（昭和62年までは5万分の1、昭和63年からは2万5千分の1）を基準に、満潮界を境とした陸地面積を測定して得た数値を調査基礎面積とし、その後1年間の市区町村の境界変更、埋立地又は干拓地などによる増減面積を加減して、毎年10月1日現在の都道府県市区町村別の面積を取りまとめたものである。

この「全国都道府県市区町村別面積調」では、市区町村の境界に変更があっても調査未了のため変更以前の面積が表示されている場合、また、境界未定のため、その部分の面積が関係市区町村のいずれにも計上されていない場合がある。

「国勢調査報告」は、Aの1 (294ページ) を参照

調査時点又は期間 10月1日

### 1.1 総面積

5年ごとに実施される国勢調査の年はその結果を、それ以外の年は全国都道府県市区町村別面積調を用いている。ただし、面積調は境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては直近の国勢調査において推定された面積を使用している。

総面積には、湖沼の面積も含む。

なお、ここでいう総面積は、北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）及び竹島（島根県）を除いた地域の面積を使用している。

## 2 可住地面積

### 2.1 可住地面積

可住地面積は、総面積（Bの1.1(296ページ)を参照）から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した。

なお、林野面積とは、森林面積と森林以外の草生地面積の合計である。主要湖沼面積とは、面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼で、かつ、人造湖以外の湖沼であり、埋立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

## C 経済基盤

### 1 県民所得の分配

課税対象所得  
納税義務者数

資料源 総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」

調査概要 地方自治法に基づき実施する調査で、市町村税の課税の状況に関する基礎資料となる。調査事項は、市町村民税の納税義務者数、課税対象所得、軽自動車税、都市計画税等である。

調査時点又は期間 7月1日

#### 1.1 課税対象所得

各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額（分離課税の対象となる退職所得を除く。）をいい、地方税法第314条の2の各所得控除を行う前のものである。

#### 1.2 納税義務者数

個人の市町村民税の所得割の納税義務者数であり、税額控除により納税義務の無くなる者及び分離課税の対象となる退職所得に係る所得割の納税義務者数を除いた者をいい。

### 2 事業所数・従業者数

事業所数  
第2次産業事業所数  
第3次産業事業所数  
従業者数  
第2次産業従業者数  
第3次産業従業者数

資料源 総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」

調査概要 個人経営の農林漁業を除く全国の全ての事業所を対象として、昭和56年までは3年ごとに、56年以降は5年ごとに実施されている。また、中間年には名簿整備事業を行っていたが、平成11年からは簡易調査を行っている。

調査時点又は期間 10月1日

#### 2.1 事業所数、第2次産業事業所数及び第3次産業事業所数

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものという。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所（一区画）を占めて行われている。
- (2) 物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われている。

例えば、商店、工場、事務所、銀行、学校、寺院、病院、旅館、製鍊所、鉱山、発電所など、一区画を占めて事業を行っている場所である。

本書では、産業別事業所数は、全事業所数を掲載している。産業大分類は、次のように分類される。

なお、大分類項目名及び大分類項目の配列順序は日本標準産業分類（平成14年3月改定）による。

第1次産業……農業、林業、漁業

第2次産業……鉱業、建設業、製造業

第3次産業……電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）

（以下2.2についても同様である。）

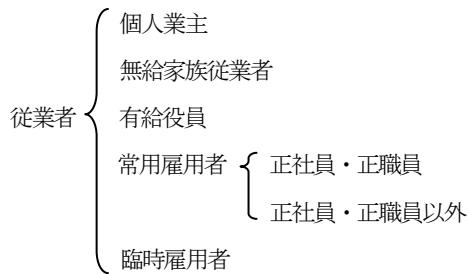
#### 2.2 従業者数、第2次産業従業者数及び第3次産業従業者数

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派

遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

従業者の種類の区分は、次のとおりである。



個人業主……個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給家族従業者……個人業主の家族で、賃金・給与を受けて、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

なお、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員……個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者……その事業所に常時雇用されている人をいう。すなわち、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員……常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外……常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者……常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内

の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用される人をいう。

なお、通常、就業者数（Fの1.1(303ページ)を参照）は常住地によって計上されているのに対し、この従業者数は事業所の所在地によって計上されている。

### 3 農作物の栽培

#### 耕地面積

**資料源** 農林水産省大臣官房統計部「耕地及び作付面積

統計」

**調査概要** 農業の生産基盤となる耕地と土地利用の実態を調査している。

**調査時点又は期間** 7月15日

#### 3.1 耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地で、田（かんがい設備を有し、淡水を必要とする作物を栽培することを基本とする耕地）と畠（普通畠、樹園地、牧草地）の合計をいう。耕地の一部にあって、主として耕地の維持に必要なけい畔も含まれている。

### 4 製造業、商業の生産額等

製造品出荷額等

製造業従業者数

商業年間商品販売額

商業事業所数

商業従業者数

**資料源** 経済産業省経済産業政策局「工業統計表」、「商業統計表」

**調査概要** 「工業統計調査」は、毎年12月31日現在の工業の実態を明らかにすることを目的にしており、その範囲は日本標準産業分類（平成19年11月改定）の「大分類E 製造業」に属する事業所を対象としている。

また、国及び公共企業体に属する事業所は除かれている。

「商業統計調査」は、商業の実態を明らかにすることを目的にしており、その範囲は日本標準産業分類（平成14年3月改定）の「大分類J 卸売・小売業」の事業所を対象としている。

**調査時点又は期間** 「工業統計調査」の製造品出荷額等は1月1日～12月31日、製造業従業者数は12月31日、

「商業統計調査」の年間商品販売額は4月1日～3月31日、商業事業所数及び商業従業者数は6月1日

#### 4.1 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

#### 4.2 製造業従業者数

12月31日現在における製造業事業所の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- (1) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- (2) 日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- (3) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (4) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (5) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などのうち、(1)、(2)に該当する者

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

#### 4.3 商業年間商品販売額

商業統計調査では、4月1日から3月31日までの1年間の商業事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

#### 4.4 商業事業所数

6月1日現在で一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

#### 4.5 商業従業者数

6月1日現在で主として商業事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、法人又は団体の有給役員及び常用雇用者をいう。常用雇用者とは、正社員・正職員、パート・アルバイトと呼ばれている者で、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を決めて雇用されている者又は調査期日前2か月間にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者をいう。

#### 5 標準価格（平均価格）

標準価格（平均価格）（住宅地）

標準価格（平均価格）（商業地）

**資料源** 国土交通省土地・水資源局「都道府県地価調査」

**調査概要** 國土利用計画法による土地取引の規制を適正化し、円滑に実施するため、都道府県知事が毎年1回基準地の価格調査を実施し、その結果を公表しているものである。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたものである。

**調査時点又は期間** 7月1日

#### ＜標準価格（平均価格）＞

用途別の基準地の平均価格であり、基準地ごとの1m<sup>2</sup>当たりの価格の合計を当該基準地点数で除して求めたものである。

本書に掲載している用途別は、次のとおりである。

#### 5.1 標準価格（平均価格）（住宅地）

市街化調整区域を除く都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

#### 5.2 標準価格（平均価格）（商業地）

市街化調整区域を除く都市計画区域内の準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

## D 行政基盤

本書では、地方財政と行政投資を取り上げている。地方財政の予算、執行、決算等いわゆる予算制度は基本的には国の例に倣っているが、会計区分及び地方公共団体の範囲については若干の注意を要するので、これらに関する一般的注意事項及び本書での取扱いを示すと次のとおりである。

### <普通会計について>

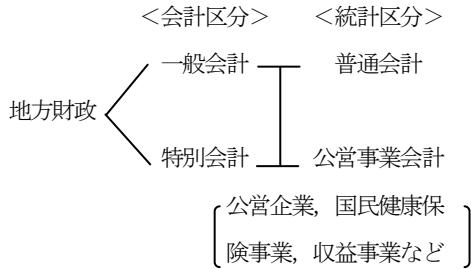
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、国の法令で設置が義務付けられているもののほか、各団体が条例で設置する場合があり、同一の基準で区分されていない。

そこで、統計上では、普通会計と公営事業会計という区分により統一が図られている。

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、普通会計の中で公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から区別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

通常、単に地方財政といえば普通会計を指し、地方公共団体の一般行政活動の収支を示す。

普通会計は、一般会計とこれに属する幾つかの特別会計があるが、本書では、会計間の重複を控除した純計額を掲載している。

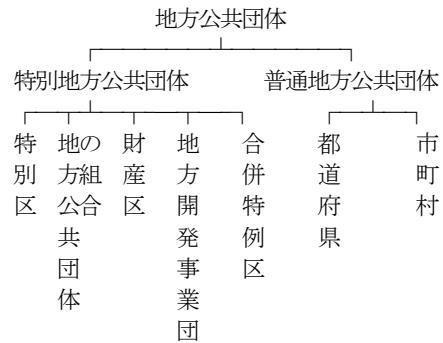


### <地方公共団体の範囲について>

本書では、普通地方公共団体の全部（都道府県及び市町村）と特別地方公共団体の一部（特別区及び一部事務組合）を地方公共団体の範囲として扱っており、これらの普通会計におけるデータを収集対象としている。

なお、集計単位は、①都道府県別財政、②市町村別財政、③市町村別財政の合計（市町村及び一部事務組合の合計）及び④都道府県別財政と市町村別財政の合計の総計であり、③と④については、地方公共団体相互間の重複額を控除していない単純合計額を計上している。

なお、ここでは特別区を「市」に含めている。



一部事務組合……普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別区がその事務の一部を対象として、その能率化及び広域行政の共同処理のために設ける特別地方公共団体であり、特に環境衛生、消防、厚生福祉、学校教育などの各種施設の設置及び管理について広く活用されている。

#### 1 財政力

財政力指数（市町村財政）

実質収支比率（市町村財政）

実質公債費比率（市町村財政）

**資料源** 総務省自治財政局「市町村別決算状況調査」

**調査概要** 市町村の財政を分析、検討する際の「現実的で具体性のある尺度」を提供することを目的として、地方財政状況調査で照会した市町村決算状況のうち、普通会計に係る主要な決算数値（歳入内訳、目的別歳出内訳、性質別歳出内訳、地方債現在高等）を市町村別に収録したものである。

**調査時点又は期間** 4月1日～3月31日

##### 1.1 財政力指数（市町村財政）

基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出されたもので、地方公共団体の財政力の強さを表す指標である。

指数算出に当たっては、各年の特殊事情による影響を小さくするため、次式のように前々年度、前年度及び当該年度に係る数値の単純平均値を用いるのが一般的であり、本書でも過去3か年度の平均値によっている。

なお、基準財政収入額と基準財政需要額は、次のようにして算定された額である。

$$\text{財政力指数} = \frac{1}{3} \times \left( \frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度基準財政収入額}}{\text{前年度基準財政需要額}} + \frac{\text{当該年度基準財政収入額}}{\text{当該年度基準財政需要額}} \right)$$

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政収入額を合理的に測定するために算定されるもので、都道府県にあっては、法定普通税、目的税の一部等の標準税率による収入見込額の75%、市町村にあっては、同75%に相当する額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金等の収入見込額を加えた額である。

基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに所定算式によって算定したもののが合算額である。

### 1.2 実質収支比率（市町村財政）

次式によって算出されたもので、地方公共団体の財政運営の状態を表す指標の一つである。

実質収支比率 (%) =

$$\frac{\text{実質収支額}}{(\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額})} \times 100$$

「実質収支額」は、形式収支額（当該年度の歳入決算額から当該年度の歳出決算額を控除したもの）から、翌年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を引いたものである。また、標準税収入額等は、次式により算出された額である。

標準税収入額等 =

$$\begin{aligned} & \left\{ \text{基準財政収入額} - \left( \begin{array}{l} \text{道府県民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額 } 25\% \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税 (市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} \right) \right\} \times \frac{100}{75} \\ & + \left\{ \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税 (市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} \right\} \end{aligned}$$

### 1.3 実質公債費比率（市町村財政）

実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標で、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる過去3年間の平均値（地方財政法第5条の4第1項第2号）であり、次式によって算出される。

実質公債費比率 (%) =

(3カ年平均)

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源十元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

## 2 市町村財政

歳入決算総額（市町村財政）

歳出決算総額（市町村財政）

地方税（市町村財政）

資料源 総務省自治財政局「市町村別決算状況調」

調査概要 Dの1（300ページ）を参照

調査時点又は期間 4月1日～3月31日

### 2.1 歳入決算総額（市町村財政）

地方公共団体の歳入は、地方自治法施行規則第15条の歳入予算の区分（款）により、次の15種類に分けられる。

- ①都（道府県）税
- ②地方消費税交付金
- ③地方譲与税
- ④地方特例交付金
- ⑤地方交付税
- ⑥交通安全対策特別交付金
- ⑦分担金及び負担金
- ⑧使用料及び手数料
- ⑨国庫支出金
- ⑩財産収入
- ⑪寄附金
- ⑫繰入金
- ⑬繰越金
- ⑭諸収入
- ⑮都（道府県）債

この歳入は、性質別に分けると地方公共団体自らが徴収する「自主財源」と国から交付される「依存財源」とに区分できる。また、財源の使途により、使途が自由な「一般財源」と使途が特定される「特定財源」とに分けられる。

### 2.2 歳出決算総額（市町村財政）

地方公共団体の歳出は、経費を何に使うか、つまり事業の目的によって分類した「目的別分類」と、経費の性質によって分類した「性質別分類」の二つに大きく区分できる。

### 2.3 地方税（市町村財政）

当該地域に居住する住民が拠出する租税をいう。地方公共団体の経費を分任させるという点で、また、歳入の中で大きな比

重を占めていることとともに、その団体の意思で自由に使えるという点においても地方公共団体の歳入の主たる位置を占めている。

地方税の種類は、一つは課税主体からみて道府県税と市町村税とに、二つは使途目的からみて普通税と目的税とに、それぞれ分けられる。

なお、市町村に関する規定は特別区に準用される。

地方税を課するに当たっては、何を課税の対象（課税客体）とし、だれが納めるか、課税客体の数量や価格は何によるか又はどのような方法で課税するかなどの基本的事項は地方税法により定められている。

なお、地方税には、調定額と収入額があるが、本書では、収入額を掲載している。

## E 教 育

### 1 教育施設数

- 幼稚園数
- 小学校数
- 中学校数
- 高等学校数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** 每年5月1日現在の次に掲げる全ての学校について実施される調査である。

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき調査した結果を総務省統計局が収集し、取りまとめたものである。

**調査時点又は期間** 5月1日

#### 1.1 幼稚園数、小学校数、中学校数及び高等学校数

国立、公立、私立の全てを含むそれぞれの学校数で、分校も1校として数えている。

小学校と中学校が併設されている場合は、それぞれ1校として数えている。

高等学校で、全日制と定時制の課程を併置している学校は1校として数えている。通信制のみの高等学校は含まれていない。

なお、二つ以上の市区町村で設立している一部事務組合（D（300ページ）を参照）の幼稚園及び学校の場合は、幼稚園及び学校の所在地が属する市区町村の学校としている。

### 2 教員数

- 小学校教員数
- 中学校教員数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（302ページ）を参照

**調査時点又は期間** 5月1日

#### 2.1 小学校教員数及び中学校教員数

本務の教員数であり、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の合計である。

本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっている。本務者には休職者、産休者、育児休業者、産休代替者及び育児休業代替者も含まれている。

### 3 児童・生徒数

- 幼稚園在園者数
- 小学校児童数
- 中学校生徒数
- 高等学校生徒数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（302ページ）を参照

**調査時点又は期間** 5月1日

#### 3.1 幼稚園在園者数

5月1日現在の在園者数である。3歳未満の者は含まれていない。

なお、年齢は4月1日現在の満年齢である。

#### 3.2 小学校児童数、中学校生徒数及び高等学校生徒数

5月1日現在、それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって、休学中の者、観護措置に付されている者、

少年院又は児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特別支援学級の児童・生徒は含まれている。また、特別支援学級が当該学校の敷地内になく、病院や療養所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれている。

なお、少年院又は児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は在籍者には含まれていない。

高等学校については、全日制と定時制の合計であり、専攻科、別科の生徒も含まれている。ただし、通信制課程の生徒は含まれていない。

## F 労 働

### 1 労働力状態

- 労働力人口
- 就業者数
- 完全失業者数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

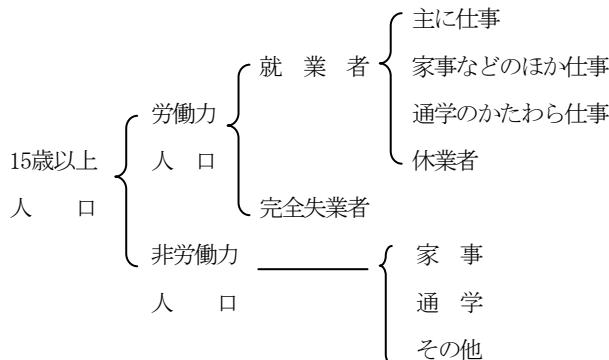
調査概要 Aの1 (294ページ) を参照

調査時点又は期間 10月1日

#### 1.1 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものである。

調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、「仕事をしたかどうかの別」により、労働力状態を次のように区分している。



#### 就業者数

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や

休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている人をいう。

#### 完全失業者数

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

### 2 就業状態

- 第1次産業就業者数
- 第2次産業就業者数
- 第3次産業就業者数
- 雇用者数
- 役員数
- 雇人のある業主数
- 雇人のない業主数
- 家族従業者数
- 自市区町村で従業している就業者数
- 他市区町村への通勤者数
- 従業地による就業者数
- 他市区町村からの通勤者数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 Aの1 (294ページ) を参照

調査時点又は期間 10月1日

#### 2.1 第1次産業就業者数、第2次産業就業者数及び第3次産業就業者数

国勢調査の産業大分類を3部門に区分したときの就業者である。

なお、産業大分類の3部門についてはCの2.1 (297ページ) を参照

#### 2.2 雇用者数

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

#### 2.3 役員数

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

#### 2.4 雇人のある業主数

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人をいう。

## 2.5 雇人のない業主数

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人をいう。

## 2.6 家族従業者数

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

## 2.7 自市区町村で従業している就業者数

従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある就業者で、ここには従業している場所が自宅の者も含む。

## 2.8 他市区町村への通勤者数

当該市区町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市区町村で従業する者である。

## 2.9 従業地による就業者数

従業地別の就業者をいう。

## 2.10 他市区町村からの通勤者数

当該市区町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市区町村に常住する者である。

## G 文化・スポーツ

### 1 社会教育施設数

公民館数  
図書館数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

**調査概要** 社会教育に関する基本的事項を明らかにするため、都道府県・市町村教育委員会及び各社会教育施設を対象として3年ごとに実施される全数調査である。

**調査時点又は期間** 10月1日

#### 1.1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、分館とは、社会教育法第

21条第3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているもの（地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。）をいう。

本書では、分館も1館として計上している。

## 1.2 図書館数

図書館法の規定に基づいて設置された「図書館」であり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人又は一般財団法人が設置したいわゆる「公共図書館」のほか、特定の対象又は特定の資料を中心に運営されるものとして、学校図書館、大学図書館、企業内図書館などがある。

本書では、このうち「公共図書館」を対象としており、国立図書館は含めていない。また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」のうち、地方公共団体の設置する図書館については、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕が行われているものという。また、法人の設置する図書館については、これに相当するものをいう。

## H 居住

### 1 住宅数

居住世帯あり住宅数  
持ち家数  
借家数

**資料源** 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

**調査概要** 我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現居住以外の住宅及び土地の保有状況その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

**調査時点又は期間** 10月1日

## <住 宅>

住宅とは、普通の一戸建住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の設備要件を満たしていることをいう。ただし、(2), (3)については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

- (1) 一つ以上の居室
- (2) 専用の炊事用流し（台所）
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していないなくても、ここでいう「住宅」となる。

ただし、次に掲げる施設は含まれない。

- (1) 外国の大・公使館、領事館その他外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎及びその他の施設
- (5) 在日米軍用施設

### 1.1 居住世帯あり住宅数

ふだん人が居住している住宅で、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

### <住宅の所有関係>

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分している。

### 持ち家

借 家

公営の借家 都市再生機構（旧公団）・公社の借家 民営借家 給与住宅
--

住宅以外で人が居住する建物

自己所有  
賃貸・貸与

### 持ち家数

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、ローンなどの支払が完了していない場合も含まれる。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も含まれる。

### 借家数

そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅

## 2 住宅の質

1 住宅当たり延べ面積

**資料源** 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

**調査概要** Hの1（304ページ）を参照

**調査時点又は期間** 10月1日

### 2.1 1住宅当たり延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。これには、居住室の面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めている。

また、同居世帯がある場合は、同居世帯の使用している部分の床面積も含まれる。しかし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めてない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積としている。

**3 し尿・ごみ処理**

非水洗化人口  
ごみ計画収集人口  
ごみ総排出量  
ごみのリサイクル率

**資料源** 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物処理実態調査」

**調査概要** 一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的としている。

**調査時点又は期間** 非水洗化人口、ごみ計画収集人口は10月1日、ごみ総排出量、ごみのリサイクル率は4月1日から3月31日まで。

**3.1 非水洗化人口**

市町村等がその計画収集区域内において、し尿の収集を行っている人口（計画収集人口）と自家処理を行っている人口（自家処理人口）をいう。

**3.2 ごみ計画収集人口**

市町村等がその計画収集区域内において、ごみの収集を行っている人口をいう。

**3.3 ごみ総排出量**

$$\text{ごみ総排出量} = \text{計画処理量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

計画処理量……計画収集人口の生活系のごみや許可業者の収集が含まれている。

直接搬入量……事業系のごみなど各自治体を通さずごみ処理場に搬入されたもの

集団回収量……市町村による用具の貸出し、補助金の交付などで市町村の登録された住民団体によって回収された量である。

**3.4 ごみのリサイクル率**

総収集量のうち資源の占める割合であり、次式によって算出される。

$$\text{リサイクル率} (\%) =$$

$$\frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみの処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

**4 小売店**

小売店数  
飲食店数  
大型小売店数  
百貨店数

**資料源** 総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」

**調査概要** Cの2(297ページ)を参照

**調査時点又は期間** 10月1日

**4.1 小売店数**

平成14年3月改定の日本標準産業分類の「卸売・小売業」のうち、「各種商品小売業」、「織物・衣服・身の回り品小売業」～「その他の小売業」に該当する民営の事業所である。

**4.2 飲食店数**

平成14年3月改定の日本標準産業分類による「一般飲食店」及び「遊興飲食店」に該当する民営事業所である。

**4.3 大型小売店数**

上記4.2飲食店以外の民営の小売業事業所のうち、50人以上の従業者を有する事業所をいう。したがって、百貨店などのほか、スーパーマーケットなども50人以上の従業者がいればここに含まれる。

**4.4 百貨店数**

衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、このうち従業者が常時50人以上の事業所としている。スーパーマーケットなどもこの条件を満たしていれば、ここに含まれる。

**5 道路**

道路実延長  
道路実延長（主要道路）  
道路実延長（市町村道）  
舗装道路実延長（主要道路）

**資料源** 国土交通省道路局「道路統計年報」

**調査概要** 道路統計調査の結果を取りまとめたものであり、道路法の適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道について、4月1日現在の状況を調査したものである。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたも

のである。

**調査時点又は期間** 4月1日

### 5.1 道路実延長

道路とは、道路法にいう一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。

道路実延長とは、高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。

「総延長」は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長であり、「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また「未供用延長」は、路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長であり、「渡船延長」は、海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。

なお、トンネル、橋りょう、道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが、農道、林道はここでは道路に含まれていない。

### 5.2 道路実延長（主要道路）

本書では、一般国道、主要地方道（主要市道を含む。）及び一般都道府県道を主要道路とし、これらの実延長の合計をもって主要道路実延長としている。

### 5.3 道路実延長（市町村道）

市町村の区域内に存する道路の実延長で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

### 5.4 舗装道路実延長（主要道路）

舗装道路とは、人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに、沿道環境の保全に資するため、道路面をれんが、石片、アスファルト、セメントなどで固めたものをいう。本書では、セメント系・アスファルト系舗装道及び簡易舗装道を合計したものである。

## 6 通 信

郵便局数

**資料源** 郵便局株式会社ホームページ

**調査概要** 3月31日現在における郵便事業に係るデータをまとめたものである。

**調査時点又は期間** 3月31日

### 6.1 郵便局数

直営の郵便局（分室も含む。）及び簡易郵便局の合計数である。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含まれている。

## 7 都市公園

都市公園数

**資料源** 国土交通省都市・地域整備局「都市公園等整備

現況調査」

**調査概要** 都市緑化関係法令に基づき都市公園の開設面積、公園施設数、管理体制等の状況について、年度末現在で取りまとめたものである。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたものである。

**調査時点又は期間** 3月31日

### 7.1 都市公園数

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園及び緑地である。

都市公園は、次のように区分されている。

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園
運動公園	特殊公園	大規模公園	
国営公園	緩衝緑地	都市緑地	都市林
緑道	広場公園		

## I 健 康・医 療

### 1 医療施設数

一般病院数

一般診療所数

歯科診療所数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」、「病院報告」

**調査概要** 「医療施設調査」は、病院・診療所の分布及び整備の実態を明らかにし、医療施設の診療機能を把

握することを目的としている。

各都道府県知事から施設の開設・廃止等の報告を徴集する「医療施設動態調査」と、全施設の詳細な実態を把握することを目的とし3年ごとに実施する「医療施設静態調査」がある。

なお、本書の施設数では、休止又は1年以上休診中のものを除いている。

「病院報告」は、患者の利用状況等について、毎月全国の病院の管理者から報告されるものである。

**調査時点又は期間** 10月1日

### 1.1 一般病院数

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、次のように分類される。

- |       |              |
|-------|--------------|
| 一般病院  | 下記以外の病院      |
| 精神科病院 | 精神病床のみを有する病院 |
| 結核療養所 | 結核病床のみを有する病院 |

### 1.2 一般診療所数、歯科診療所数

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、かつ、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものという。

なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事しているものや、沖縄県における介輔診療所及び歯科介輔診療所は診療所に含まれている。

### 2 医療施設従事者数

- 医師数
- 歯科医師数
- 薬剤師数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

**調査概要** 每年末現在、医師、歯科医師及び薬剤師から住所地の都道府県知事に届けられる報告を取りまとめたものであるが、昭和57年に医師法、歯科医師法及び薬剤師法がそれぞれ改正され、届出は隔年に改められた。

**調査時点又は期間** 12月31日

### 2.1 医師数、歯科医師数

医師法に規定する医師国家試験又は歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

なお、この数は従業地別の数値である。

### 2.2 薬剤師数

薬剤師法に基づく薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

なお、この数は従業地別の数値である。

## J 福祉・社会保障

### 1 社会福祉施設数

- 介護老人福祉施設数
- 身体障害者更生援護施設数
- 保育所数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」、介護老人福祉施設数は、同部「介護サービス施設・事業所調査」

**調査概要** 「社会福祉施設等調査」は、社会福祉行政の基礎資料を得るために、毎年10月1日現在の全ての社会福祉施設を対象とした調査であり、全国の社会福祉施設の数、従業者及び在所（籍）者の状況など、社会福祉施設の基本的事項を把握するものである。

なお、昭和60年調査からは3年ごとに詳細な調査を実施し、中間の2年間は基礎的事項のみを調査している。

「介護サービス施設・事業所調査」は、平成12年4月から介護保険制度が施行されたことを踏まえ、全国の介護サービスの提供体制、提供内容を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としている。

調査の対象は、介護保険制度における介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所である。

特別養護老人ホームについては、社会福祉施設等調査で把握していたが、平成12年から本調査で把握することとなった。

**調査時点又は期間** 10月 1日

### 1.1 介護老人福祉施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

### 1.2 身体障害者更生援護施設数

旧身体障害者福祉法による更生援護施設で、身体障害者のうち特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする者や、居宅のままでは自立の困難な重度身体障害者を入所又は通所させて、必要な援護措置を行うことを目的としている。

短期間に社会復帰できる者を対象に、機能回復、職業訓練を目的とした肢体不自由者更生施設等、就職困難な身障者のための身体障害者福祉工場、入所させて治療養護を行う身体障害者療護施設などがある。

### 1.3 保育所数

保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。運営の実態としては、幼稚園に代わるものとして入所希望者を受け入れる場合があり、数値の県別比較に当たっては、そのことを念頭におく必要がある。

保育所数は、都道府県知事の許可を受けた保育所の総数であり、企業等がその従業者のために開設した託児所、数人の親が共同で人を雇って託児する場合などは、ここでいう保育所には含まれていない。

## 2 社会福祉施設在所者数

保育所入所待機児童数  
保育所在所児数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」、同省雇用均等・児童家庭局「保育所入所待機児童数調査」

**調査概要** 「社会福祉施設等調査」は、Jの1（308ページ）を参照

「保育所入所待機児童数調査」は、保育所入所待機児童を解消するため、保育サービスを受けられる体制を構築するための調査である。

**調査時点又は期間** 「社会福祉施設等調査」は10月 1日、「保育所入所待機児童数調査」は4月 1日

### 2.1 保育所入所待機児童数

調査時点において、入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者をいう。

### 2.2 保育所在所児数

保育所に10月 1日現在、在所（籍）している者をいう。

## 3 国民健康保険

国民健康保険被保険者数

**資料源** 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

**調査概要** 国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とし、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）、国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）及び国民健康保険診療施設事業状況報告書（診療施設年報）に基づいて編集したものである。

**調査時点又は期間** 3月 31日

### 3.1 国民健康保険被保険者数

国民健康保険は、被用者保険の適用者以外の一般国民を対象とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は、市町村（特別区を含む。）と市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときにつけて都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合である。

他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての人が被保険者となる。ここでは、保険者が市町村であるものについて取り上げている。

## K 安 全

### 1 火災

建物火災出火件数

**資料源** 総務省消防庁「火災年報」

**調査概要** 消防組織法第40条に基づく火災報告取扱要領により、市町村が作成し、都道府県知事を通じて報告された毎年1月から12月までの火災報告を集計したものである。

**調査時点又は期間** 1月1日～12月31日

#### 1.1 建物火災出火件数

建物又はその収容物が焼損した火災件数であり、出火者が自分で消火した場合も、事後聞知として計上されている。

建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

### 2 交通事故

交通事故発生件数

**資料源** 警察庁交通局「交通統計」

**調査概要** 全国で発生した交通事故を中心に、交通取締り、交通規制、運転免許等に関する統計を取りまとめたものである。

なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたものである。

**調査時点又は期間** 1月1日～12月31日

#### 2.1 交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（自転車などの軽車両も含む。）、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は計上されない。

また、物的損害のみの交通事故は発生件数には含まれない。なお、多重事故は1件として計上されている。

### 3 犯 罪

刑法犯認知件数

**資料源** 警察庁刑事局「犯罪統計書」

**調査概要** 犯罪統計規則に基づき、全国の都道府県警察本部から報告された資料により集計されたものである。なお、本書に掲載しているデータは、都道府県が資料源に基づき収集し、総務省統計局が取りまとめたものである。

**調査時点又は期間** 1月1日～12月31日

#### 3.1 刑法犯認知件数

刑法犯とは、「刑法」（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）、「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した次の分類で計上している。

凶悪犯  
 殺人  
 強盗  
 放火  
 強姦

粗暴犯  
 凶器準備集合  
 暴行  
 傷害  
 脅迫  
 恐喝

窃盜犯——窃盜

知能犯  
 詐欺  
 横領  
 偽造  
 汚職  
 あっせん利得処罰法  
 背任

風俗犯  
 賭博  
 わいせつ

その他——上記以外の罪種

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。

なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上され、一人数件又は数人數件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法をとっている。

## 参考 1 社会・人口統計体系の概要

### 1 社会・人口統計体系とは

社会・人口統計体系は、幅広い分野にわたる統計データを収集、蓄積、加工、編成することにより、国民生活の実態を様々な側面から記述し、各種行政施策及び地域分析の基礎資料を提供することを目的として、総務省統計局が昭和51年度から整備を開始した統計体系である。

この体系は、都道府県別及び市区町村別に統計データを整備し、地域間比較を可能にした点に特色がある。

### 2 社会・人口統計体系において収集している基礎データ

社会・人口統計体系では、「A 人口・世帯」、「B 自然環境」、「C 経済基盤」、「D 行政基盤」、「E 教育」、「F 労働」、「G 文化・スポーツ」、「H 居住」、「I 健康・医療」、「J 福祉・社会保障」、「K 安全」、「L 家計」及び「M 生活時間」の13分野にわたり、都道府県別に約2,800項目、市区のみ約20項目、市区町村別に約1,380項目の基礎データを収集している（平成22年度）。

なお、収集している項目の一覧を <http://www.stat.go.jp/data/ssds/2.htm>において提供している。

### 3 社会・人口統計体系の整備

社会・人口統計体系は、以下の流れに沿って整備している。

#### (1) 収集する基礎データの決定

#### (2) 基礎データの収集

- ・各種統計データ（報告書、電磁的記録媒体）

- ・各種団体業務資料

（以上総務省による）

- ・都道府県統計データ、業務資料

（都道府県による）

#### (3) 基礎データの入力、審査

#### (4) 基礎データの加工、編成（指標値算出等）

- (5) 結果提供——報告書、電磁的記録媒体、インターネット等

### 4 社会・人口統計体系のデータの提供

社会・人口統計体系により整備したデータは、政府統計の総合窓口（e-Stat）からダウンロードできるほか、電磁的記録媒体（MO、CD-R）により提供している。詳細については、巻末の「総務省統計局が所管している統計調査の結果等の利用案内」を参照されたい。

#### (1) 電磁的記録媒体

- ・都道府県別基礎データ

MO, CD-R  
全国・都道府県の昭和50年からの時系列データ

- ・市区町村別基礎データ

MO, CD-R  
ブロック別の市区町村の昭和55年からの時系列データ

- ・「社会生活統計指標－都道府県の指標－」

掲載データ

(MO, CD-R)

- ・「統計でみる都道府県のすがた」掲載データ

(MO, CD-R)

- ・「統計でみる市区町村のすがた」掲載データ

(MO, CD-R)

#### (2) 報告書

- ・社会生活統計指標－都道府県の指標－ 2011  
(平成23年2月刊行)

毎年刊行； 606指標、 563基礎データ  
<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5.htm>

- ・ 統計でみる都道府県のすがた 2011  
(平成23年3月刊行)  
　　每年刊行 ; 450指標  
　　http://www.stat.go.jp/data/ssds/5a.htm
- ・ 統計でみる市区町村のすがた 2011  
(平成23年6月刊行, 本書)  
　　毎年刊行 ; 104基礎データ  
　　http://www.stat.go.jp/data/ssds/5b.htm

## 5 社会・人口統計体系に関する参考文献

- (1) 社会・人口統計体系のしくみと見方 2001  
：平成13年3月，総務省統計局
- (2) 社会・人口統計体系 基礎データ項目定義集  
：平成17年1月，総務省統計局  
<http://www.stat.go.jp/data/ssds/9.htm>

## 参考2 「統計でみる市区町村のすがた2011」のデータ掲載変更項目一覧

下記「変更前」の指標項目は、前回報告書「統計でみる市区町村のすがた2010」に掲載していた項目であり、「変更後」の項目は、今回報告書において新たに掲載したデータの項目である。

変更前のデータは、収集項目の見直しにより収集中止となったものであり、これに伴い今回の報告書には「変更後」欄に示す項目に変更を行って掲載した。

変更前		変更後		備考
I 市区町村編		I 市区町村編		
No. 41 D2204	公債費比率（市町村財政）	No. 41 D2211	実質公債費比率（市町村財政）	項目の入れ替え
No. 74 H5609	ごみ総排出量（総量）	No. 78 H5609	ごみ総排出量	名称変更
No. 76 H6101	小売店数（飲食店を除く）	No. 80 H6101	小売店数	名称変更
No. 92 J232101	老人ホーム数	No. 96 J230121	介護老人福祉施設数	項目の入れ替え
II 市区編		I 市区町村編		
No. 1 H1101	居住世帯あり住宅数	No. 72 H1101	居住世帯あり住宅数	町村データ追加
No. 2 H1310	持ち家数	No. 73 H1310	持ち家数	町村データ追加
No. 3 H1320	借家数	No. 74 H1320	借家数	町村データ追加
No. 4 H2130	1住宅当たり延べ面積	No. 75 H2130	1住宅当たり延べ面積	町村データ追加

## 参考3

## 平成17年10月1日から22年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H17.10.1	0 1 北海道	2 3 5 石狩市 3 0 5 厚田村 3 0 6 浜益村 3 4 6 八雲町 3 6 5 熊石町 5 5 5 遠軽町 5 5 4 生田原町 5 5 6 丸瀬布町 5 5 7 白滝村	2 3 5 石狩市 3 4 6 八雲町 5 5 5 遠軽町	編入合併 新設合併 新設合併
		0 3 岩手県	2 0 8 遠野市 4 6 2 宮守村	新設合併
		0 4 宮城県	6 0 1 志津川町 6 0 5 歌津町	新設合併
		0 5 秋田県	2 0 3 横手市 4 4 1 増田町 4 4 2 平鹿町 4 4 3 雄物川町 4 4 4 大森町 4 4 5 十文字町 4 4 6 山内村 4 4 7 大雄村 4 0 1 仁賀保町 4 0 2 金浦町 4 0 3 象潟町	新設合併 新設合併
			2 0 3 横手市	
			2 1 4 にかほ市	新設合併
			2 0 3 鶴岡市	新設合併
	0 6 山形県	4 2 3 藤島町 4 2 4 羽黒町 4 2 5 櫛引町 4 2 7 朝日村 4 4 1 温海町		
		0 7 福島県	4 4 1 会津高田町 4 4 2 会津本郷町 4 4 3 新鶴村	新設合併
		0 8 茨城県	4 0 5 石岡市 4 6 3 八郷町	新設合併
			3 2 4 岩瀬町 5 0 3 真壁町 5 0 4 大和村	新設合併
			2 0 5 石岡市	
0 9 栃木県	0 9 栃木県	2 1 0 大田原市 4 0 5 湯津上村 4 0 6 黒羽町 4 0 1 南那須町 4 0 2 烏山町 4 0 3 馬頭町 4 0 4 小川町	2 1 0 大田原市 2 1 5 那須烏山市 4 1 1 那珂川町	編入合併 新設合併 新設合併
		1 0 群馬県	4 4 5 月夜野町 4 4 6 水上町 4 4 7 新治村	新設合併
		1 1 埼玉県	4 0 1 南魚沼市 4 0 1 大里町 4 0 3 妻沼町 2 1 4 春日部市 4 6 8 庄和町	新設合併
			2 1 4 春日部市	新設合併
			2 1 7 鴻巣市 3 0 4 吹上町 4 2 3 川里町	編入合併
	1 5 新潟県	2 3 6 上福岡市 3 2 2 大井町 3 6 5 小鹿野町 3 6 6 両神村	2 4 5 ふじみ野市 3 6 5 小鹿野町	新設合併 新設合併
		1 7 石川県	2 0 6 加賀市 3 0 1 山中町	編入合併
		1 8 福井県	2 0 3 武生市 3 8 1 今立町	新設合併
			2 0 6 加賀市	
			2 0 9 越前市	

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H17.10.1	1 9 山梨県	3 4 2 三珠町 3 4 3 市川大門町 3 4 4 六郷町	3 4 6 市川三郷町	新設合併
		2 0 5 飯田市 4 1 8 上村 4 1 9 南信濃村	2 0 5 飯田市	編入合併
		3 4 2 長門町 3 4 7 和田村	3 5 0 長和町	新設合併
	2 0 長野県	4 4 1 明科町 4 6 1 豊科町 4 6 2 穂高町 4 6 6 三郷村 4 6 7 堀金村	2 2 0 安曇野市	新設合併
		5 8 4 牟礼村 5 8 5 三水村	5 9 0 飯綱町	新設合併
		2 2 1 新城市 5 8 1 凰来町 5 8 2 作手村	2 2 1 新城市	新設合併
		2 3 1 田原市 6 2 3 湿美町	2 3 1 田原市	編入合併
		5 6 1 設楽町 5 6 5 津具村	5 6 1 設楽町	新設合併
	2 4 三重県	4 6 4 南勢町 4 6 5 南島町	4 7 2 南伊勢町	新設合併
		2 1 4 米原市 4 6 4 近江町	2 1 4 米原市	編入合併
2 8 兵庫県	2 8 兵庫県	2 1 1 龍野市 4 6 1 新宮町 4 6 2 揖保川町 4 6 3 御津町	2 2 9 たつの市	新設合併
		2 1 3 西脇市 3 6 4 黒田庄町	2 1 3 西脇市	新設合併
		5 0 1 佐用町 5 0 2 上月町 5 0 3 南光町 5 0 4 三日月町	5 0 1 佐用町	新設合併
		5 8 2 浜坂町 5 8 4 温泉町	5 8 6 新温泉町	新設合併
		2 0 7 新宮市 4 2 5 熊野川町	2 0 7 新宮市	新設合併
		3 4 1 かつらぎ町 3 4 5 花園村	3 4 1 かつらぎ町	編入合併
		3 6 6 北条町 3 6 7 大栄町	3 7 2 北栄町	新設合併
		2 0 2 浜田市 4 6 2 金城町 4 6 3 旭町 4 6 4 弥栄村 4 6 5 三隅町	2 0 2 浜田市	新設合併
		2 0 5 大田市 4 2 1 温泉津町 4 2 2 仁摩町	2 0 5 大田市	新設合併
		5 0 3 柿木村 5 0 4 六日市町	5 0 5 吉賀町	新設合併
3 5 山口県	3 5 山口県	2 0 3 山口市 3 8 1 徳地町 4 0 1 秋穂町 4 0 2 小郡町 4 0 3 阿知須町	2 0 3 山口市	新設合併
		2 0 1 佐賀市 3 0 1 諸富町 3 0 5 大和町 3 0 6 富士町 3 2 6 三瀬村	2 0 1 佐賀市	新設合併
		2 0 7 平戸市 3 8 1 大島村 3 8 2 生月町 3 8 5 田平町	2 0 7 平戸市	新設合併
		4 6 4 竜北町 4 6 5 宮原町	4 6 8 氷川町	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由	
		改正前	改正後		
H17.10.1	4 4 大分県	2 1 0 杵築市 3 0 1 大田村 3 4 2 山香町	2 1 0 杵築市	新設合併	
		3 6 2 挟間町 3 6 3 庄内町 3 6 4 湯布院町	2 1 3 由布市	新設合併	
		4 7 沖縄県	2 0 6 平良市 3 7 1 城辺町 3 7 2 下地町 3 7 3 上野村 3 7 4 伊良部町	2 1 4 宮古島市	新設合併
	4 3 熊本県	2 0 6 玉名市 3 6 1 倍明町 3 6 2 横島町 3 6 3 天水町	2 0 6 玉名市	新設合併	
		1 5 新潟県	2 0 1 新潟市 3 4 5 卷町	2 0 1 新潟市	編入合併
		0 1 北海道	2 0 6 鈴路市 6 6 6 阿寒町 6 6 9 音別町	2 0 6 鈴路市	新設合併
H17.10.11	0 8 茨城県	4 0 1 旭村 4 0 2 鉢田町 4 0 3 大洋村	2 3 4 錐田市	新設合併	
		2 0 長野県	4 4 4 本城村 4 4 5 坂北村 4 4 7 坂井村	4 5 2 筑北村	新設合併
		2 2 静岡県	4 2 2 相良町 4 2 3 棚原町	2 2 6 牧之原市	新設合併
	2 4 三重県	5 4 1 紀伊長島町 5 4 2 海山町	5 4 3 紀北町	新設合併	
		2 6 京都府	4 0 3 丹波町 4 0 5 瑞穂町 4 0 6 和知町	4 0 7 京丹波町	新設合併
		3 7 香川県	2 0 5 觀音寺市 4 2 4 大野原町 4 2 8 豊浜町	2 0 5 觀音寺市	新設合併
	4 0 福岡県	6 4 4 新吉富村 6 4 5 大平村	6 4 6 上毛町	新設合併	
		4 2 長崎県	3 6 2 国見町 3 6 3 瑞穂町 3 6 4 吾妻町 3 6 5 愛野町 3 6 6 千々石町 3 6 7 小浜町 3 6 8 南串山町	2 1 3 雲仙市	新設合併
		4 6 鹿児島県	2 0 5 串木野市 3 6 1 市来町	2 1 9 いちき串木野市	新設合併
H17.10.24	2 8 兵庫県	2 1 5 三木市 3 2 1 吉川町	2 1 5 三木市	編入合併	
H17.11.1	0 3 岩手県	3 6 3 湯田町 3 6 5 沢内村	3 6 6 西和賀町	新設合併	
		0 6 山形県	2 0 4 酒田市 4 6 2 八幡町 4 6 3 松山町 4 6 4 平田町	2 0 4 酒田市	新設合併
	0 7 福島県	2 0 2 会津若松市 4 2 4 河東町	2 0 2 会津若松市	編入合併	
		1 6 富山県	2 0 3 新湊市 3 8 1 小杉町 3 8 2 大門町 3 8 3 下村 3 8 4 大島町 2 0 2 高岡市 4 2 2 福岡町	2 1 1 射水市	新設合併
	1 9 山梨県	2 0 3 塩山市 3 0 4 勝沼町 3 0 5 大和村	2 1 3 甲州市	新設合併	

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H17.11.1	20 長野県	421木曽福島町 426日義村 427開田村 428三岳村	432木曽町	新設合併
		203伊勢市 462二見町 463小俣町 468御菌村	203伊勢市	新設合併
	24 三重県	212熊野市 563紀和町	212熊野市	新設合併
		361中町 362加美町 363八千代町	365多可町	新設合併
H17.11.3	34 広島県	213廿日市市 323大野町 327宮島町	213廿日市市	編入合併
H17.11.7	07 福島県	205白河市 462表郷村 463東村 467大信村	205白河市	新設合併
		205大野市 342和泉村	205大野市	編入合併
	28 兵庫県	441神崎町 445大河内町	446神河町	新設合併
		321打田町 322粉河町 323那賀町 324桃山町 325貴志川町	208紀の川市	新設合併
	46 鹿児島県	212国分市 444溝辺町 445横川町 448牧園町 449霧島町 450隼人町 451福山町 211加世田市 341笠沙町 342大浦町 343坊津町 368金峰町	218霧島市 220南さつま市	新設合併 新設合併
H17.11.27	23 愛知県	563豊根村 564富山村	563豊根村	編入合併
H17.12.1	07 福島県	210二本松市 321安達町 325岩代町 326東和町	210二本松市	新設合併
H17.12.5	12 千葉県	442夷隅町 444大原町 445岬町	238いすみ市	新設合併
H18.1.1	02 青森県	365平賀町 363尾上町 368碇ヶ関村	210平川市	新設合併
		445南部町 444名川町 447福地村	445南部町	新設合併
	03 岩手県	205花巻市 341大迫町 342石鳥谷町 361東和町	205花巻市	新設合併
		213二戸市 521浄法寺町	213二戸市	新設合併
		502種市町 505大野村	507洋野町	新設合併
	04 宮城県	503小牛田町 504南郷町	505美里町	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.1.1	07 福島県	206 原町市 562 鹿島町 563 小高町	212 南相馬市	新設合併
		302 伊達町 304 梁川町 305 保原町 306 篠山町 307 月館町	213 伊達市	新設合併
		210 下妻市 522 千代川村	210 下妻市	編入合併
		211 水海道市 523 石下町	211 水海道市	編入合併
		211 水海道市	211 常総市	名称変更
	09 栃木県	205 鹿沼市 322 粟野町	205 鹿沼市	編入合併
		362 鬼石町 209 藤岡市	209 藤岡市	編入合併
	11 埼玉県	206 行田市 422 南河原村	206 行田市	編入合併
		218 深谷市 405 岡部町 406 川本町 407 花園町	218 深谷市	新設合併
		383 神川町 384 神泉村	383 神川町	新設合併
		202 長岡市 215 柄尾市 403 与板町 404 和島村 406 寺泊町	202 長岡市	編入合併
		218 五泉市 322 村松町	218 五泉市	新設合併
	20 長野県	212 大町市 483 八坂村 484 美麻村	212 大町市	編入合併
		407 阿智村 408 浪合村	407 阿智村	編入合併
		201 岐阜市 304 柳津町	201 岐阜市	編入合併
	23 愛知県	202 岡崎市 502 額田町	202 岡崎市	編入合併
	24 三重県	201 津市 213 久居市 381 河芸町 382 芸濃町 383 美里村 384 安濃町 402 香良洲町 403 一志町 404 白山町 406 美杉村	201 津市	新設合併
		441 多気町 444 勢和村	441 多気町	新設合併
		213 東近江市 382 蒲生町 403 能登川町	213 東近江市	編入合併
		201 福知山市 421 三和町 422 夜久野町 441 大江町	201 福知山市	編入合併
		382 美山町 401 園部町 402 八木町 404 日吉町	213 南丹市	新設合併
		381 大宇陀町 382 菅田野町 383 棣原町 384 室生村	212 宇陀市	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由	
		改正前	改正後		
H18.1.1	3 0 和歌山県	3 0 2 野上町	3 0 4 紀美野町	新設合併	
		3 0 3 美里町			
		3 6 3 吉備町	3 6 6 有田川町	新設合併	
		3 6 4 金屋町			
		3 6 5 清水町			
	3 7 香川県	4 2 1 高瀬町	2 0 8 三豊市	新設合併	
		4 2 2 山本町			
		4 2 3 三野町			
		4 2 5 豊中町			
		4 2 6 託間町			
	3 9 高知県	4 2 7 仁尾町			
		4 2 9 財田町			
		4 0 1 中土佐町	4 0 1 中土佐町	新設合併	
	4 1 佐賀県	4 0 6 大野見村			
		2 0 2 唐津市	2 0 2 唐津市	編入合併	
		3 8 2 七山村			
	4 2 長崎県	4 4 2 塩田町	2 0 9 嬉野市	新設合併	
		4 4 3 嬉野町			
		2 0 3 島原市	2 0 3 島原市	編入合併	
		3 6 1 有明町			
		2 0 8 松浦市	2 0 8 松浦市	新設合併	
	4 5 宮崎県	3 8 6 福島町			
		3 8 7 鷹島町			
		2 0 1 宮崎市	2 0 1 宮崎市	編入合併	
		3 0 2 田野町			
		3 0 3 佐土原町			
		3 8 1 高岡町			
		2 0 2 都城市	2 0 2 都城市	新設合併	
		3 4 2 山之口町			
		3 4 3 高城町			
		3 4 4 山田町			
	4 6 鹿児島県	3 4 5 高崎町			
		4 2 3 南郷村	4 3 1 美郷町	新設合併	
		4 2 4 西郷村			
		4 2 5 北郷村			
		2 0 3 鹿屋市	2 0 3 鹿屋市	新設合併	
	4 7 沖縄県	4 6 2 輝北町			
		4 8 1 串良町			
		4 8 5 吾平町			
		2 1 0 指宿市	2 1 0 指宿市	新設合併	
		3 2 2 山川町			
	H18.1.4	3 2 4 開聞町			
		4 6 5 松山町	2 2 1 志布志市	新設合併	
		4 6 6 志布志町			
		4 6 7 有明町			
		3 4 3 東風平町	3 6 2 八重瀬町	新設合併	
	H18.1.10	3 4 4 具志頭村			
		3 4 5 玉城村	2 1 5 南城市	新設合併	
		3 4 6 知念村			
		3 4 7 佐敷町			
		3 4 9 大里村			
0 7 福島県	0 2 喜多方市	2 0 8 喜多方市	2 0 8 喜多方市	新設合併	
		4 0 1 熟塩加納村			
4 2 長崎県		4 0 3 塩川町			
		4 0 4 山都町			
		4 0 6 高郷村			
0 3 岩手県	2 0 1 盛岡市	2 0 1 盛岡市	編入合併		
		3 0 7 玉山村			
	0 9 栃木県	3 0 2 南河内町	2 1 6 下野市	新設合併	
		3 6 2 石橋町			
		3 6 3 国分寺町			
1 1 埼玉県	2 1 1 本庄市	2 1 1 本庄市	新設合併		
		3 8 2 児玉町			
	2 4 三重県	4 4 3 大台町	4 4 3 大台町	新設合併	
		4 4 5 宮川村			
		5 6 2 紀宝町	5 6 2 紀宝町	新設合併	
		5 6 4 鶴殿村			

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.1.10	3 4 広島県	2 0 5 尾道市 2 0 6 因島市 4 3 0 瀬戸田町	2 0 5 尾道市	編入合併
	3 7 香川県	2 0 1 高松市 3 4 3 庄治町 3 6 2 香川町 3 6 3 香南町 3 8 3 国分寺町 3 4 2 牟礼町	2 0 1 高松市	編入合併
	4 0 福岡県	6 4 1 椎田町 6 4 3 築城町	6 4 7 築上町	新設合併
H18.1.23	1 0 群馬県	2 0 2 高崎市 3 2 2 倉渕村 3 2 3 笹郷町 3 2 4 群馬町 3 6 1 新町	2 0 2 高崎市	編入合併
	1 2 千葉県	2 1 4 八日市場市 3 8 2 野栄町	2 3 5 匝瑳市	新設合併
	2 1 岐阜県	2 0 4 多治見市 5 4 1 笠原町	2 0 4 多治見市	編入合併
H18.2.1	0 1 北海道	3 3 5 上磯町 3 3 6 大野町	2 3 6 北斗市	新設合併
	1 1 埼玉県	3 4 4 都幾川村 3 4 5 玉川村	3 4 9 ときがわ町	新設合併
	1 7 石川県	2 0 4 輪島市 4 6 2 門前町	2 0 4 輪島市	新設合併
	1 8 福井県	2 0 1 福井市 3 0 2 美山町 4 2 4 越廻村 4 2 6 清水町	2 0 1 福井市	編入合併
	2 3 愛知県	2 0 7 豊川市 6 0 2 一宮町	2 0 7 豊川市	編入合併
H18.2.6	0 1 北海道	6 4 3 幕別町 6 4 0 忠類村	6 4 3 幕別町	編入合併
H18.2.11	2 8 兵庫県	2 0 5 洲本市 6 8 5 五色町	2 0 5 洲本市	新設合併
	4 0 福岡県	4 0 3 宮田町 4 0 4 若宮町	2 2 6 宮若市	新設合併
H18.2.13	1 8 福井県	3 2 1 松岡町 3 2 2 永平寺町 3 2 3 上志比村	3 2 2 永平寺町	新設合併
	2 5 滋賀県	2 0 3 長浜市 4 8 1 浅井町 4 8 4 びわ町	2 0 3 長浜市	新設合併
		4 2 3 泰莊町 4 2 4 愛知川町	4 2 5 愛莊町	新設合併
H18.2.20	0 3 岩手県	2 0 4 水沢市 2 1 2 江刺市 3 8 2 前沢町 3 8 3 胆沢町 3 8 4 衣川村	2 1 5 奥州市	新設合併
	0 8 茨城県	2 0 3 土浦市 4 6 5 新治村	2 0 3 土浦市	編入合併
	1 0 群馬県	2 0 8 渋川市 3 4 3 伊香保町 3 4 2 小野上村 3 4 1 子持村 3 0 2 赤城村 3 0 1 北橘村	2 0 8 渋川市	新設合併
	1 9 山梨県	3 2 8 豊富村 3 8 3 玉穂町 3 8 5 田富町	2 1 4 中央市	新設合併
	4 5 宮崎県	2 0 3 延岡市 4 2 6 北方町 4 2 8 北浦町	2 0 3 延岡市	編入合併
H18.2.25	4 5 宮崎県	2 0 6 日向市 4 2 2 東郷町	2 0 6 日向市	編入合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.2.27	0 2 青森県	2 0 2 弘前市 3 4 1 岩木町 3 4 2 相馬村	2 0 2 弘前市	新設合併
	4 3 熊本県	4 0 5 合志町 4 0 7 西合志町	2 1 6 合志市	新設合併
H18.3.1	0 1 北海道	2 3 3 伊達市 5 7 4 大滝村	2 3 3 伊達市	編入合併
		6 0 1 日高町 6 0 3 門別町	6 0 1 日高町	新設合併
		4 0 3 百石町 4 1 0 下田町	4 1 2 おいらせ町	新設合併
	0 2 青森県	2 0 1 甲府市 3 2 6 中道町 3 4 1 上九一色村 4 3 0 富士河口湖町	2 0 1 甲府市 4 3 0 富士河口湖町	編入合併
		2 6 京都府	4 6 1 加悦町 4 6 2 岩滝町 4 6 4 野田川町	4 6 5 与謝野町
		3 0 和歌山県	2 0 3 橋本市 3 4 2 高野口町	新設合併
	3 3 岡山県	4 0 1 白浜町 4 0 5 置川町	4 0 1 白浜町	新設合併
		3 4 6 和気町 3 4 5 佐伯町	3 4 6 和気町	新設合併
		3 4 広島県	2 0 7 福山市 5 0 1 神辺町	編入合併
	3 6 徳島県	4 8 1 三野町 4 8 3 池田町 4 8 4 山城町 4 8 5 井川町 4 8 7 東祖谷山村 4 8 8 西祖谷山村	2 0 8 三好市	新設合併
		4 8 2 三好町 4 8 6 三加茂町	4 8 9 東みよし町	新設合併
		3 2 1 赤岡町 3 2 2 香我美町 3 2 4 野市町 3 2 5 夜須町 3 2 7 吉川村	2 1 1 香南市	新設合併
		3 2 3 土佐山田町 3 2 6 香北町 3 2 8 物部村	2 1 2 香美市	新設合併
		4 1 佐賀県	2 0 6 武雄市 4 2 1 山内町 4 2 2 北方町	2 0 6 武雄市
	4 3 熊本県	3 2 3 三田川町 3 2 4 東脊振村	3 2 7 吉野ヶ里町	新設合併
		4 0 1 有田町 4 0 2 西有田町	4 0 1 有田町	新設合併
		3 6 5 菊水町 3 6 6 三加和町	3 6 9 和水町	新設合併
H18.3.3	1 8 福井県	4 6 2 名田庄村 4 8 2 大飯町	4 8 3 おおい町	新設合併
H18.3.5	0 1 北海道	2 0 8 北見市 5 4 8 端野町 5 5 1 留辺蘂町 5 5 3 常呂町	2 0 8 北見市	新設合併
H18.3.6	0 3 岩手県	2 0 7 久慈市 5 0 4 山形村	2 0 7 久慈市	新設合併
	2 0 長野県	2 0 3 上田市 3 4 1 丸子町 3 4 5 真田町 3 4 6 武石村	2 0 3 上田市	新設合併
	4 0 福岡県	6 0 3 金田町 6 0 6 赤池町 6 0 7 方城町	6 1 0 福智町	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.3.13	4 6 鹿児島県	2 0 8 出水市 4 0 1 野田町 4 0 2 高尾野町	2 0 8 出水市	新設合併
H18.3.15	1 9 山梨県	2 0 9 北杜市 4 0 7 小淵沢町	2 0 9 北杜市	編入合併
H18.3.18	1 0 群馬県	2 1 1 安中市 4 0 1 松井田町	2 1 1 安中市	新設合併
H18.3.19	0 8 茨城県	2 1 6 笠間市 3 2 1 友部町 3 2 2 岩間町	2 1 6 笠間市	新設合併
H18.3.20	0 1 北海道	5 1 4 枝幸町 5 1 5 歌登町	5 1 4 枝幸町	新設合併
	0 5 秋田県	3 4 1 琴丘町 3 4 4 山本町 3 4 5 八竜町	3 4 8 三種町	新設合併
	0 7 福島県	3 6 1 田島町 3 6 3 館岩村 3 6 5 伊南村 3 6 6 南郷村	3 6 8 南会津町	新設合併
	0 9 栃木県	2 0 6 日光市 2 0 7 今市市 3 2 3 足尾町 3 8 2 粟山村 3 8 3 藤原町	2 0 6 日光市	新設合併
	1 2 千葉県	4 6 1 富浦町 4 6 2 富山町 4 6 4 三芳村 4 6 5 白浜町 4 6 6 千倉町 4 6 7 丸山町 4 6 8 和田町	2 3 4 南房総市	新設合併
	1 4 神奈川県	2 0 9 相模原市 4 2 2 津久井町 4 2 3 相模湖町	2 0 9 相模原市	編入合併
	1 5 新潟県	2 1 3 燕市 3 4 3 分水町 3 4 4 吉田町	2 1 3 燕市	新設合併
	1 8 福井県	3 6 1 三国町 3 6 4 丸岡町 3 6 5 春江町 3 6 6 坂井町	2 1 0 坂井市	新設合併
	2 3 愛知県	3 4 3 師勝町 3 4 4 西春町	2 3 4 北名古屋市	新設合併
	2 5 滋賀県	2 0 1 大津市 3 0 1 志賀町	2 0 1 大津市	編入合併
	2 8 兵庫県	3 4 1 社町 3 4 2 滝野町 3 4 3 東条町	2 2 8 加東市	新設合併
	3 5 山口県	2 0 8 岩国市 3 2 2 由宇町 3 2 3 玖珂町 3 2 4 本郷村 3 2 5 周東町 3 2 6 錦町 3 2 8 美川町 3 2 9 美和町	2 0 8 岩国市	新設合併
	3 6 徳島県	2 0 4 阿南市 3 6 1 那賀川町 3 6 2 羽ノ浦町	2 0 4 阿南市	編入合併
	3 7 香川県	4 0 1 琴南町 4 0 2 满濃町 4 0 5 仲南町	4 0 6 まんのう町	新設合併
	3 9 高知県	4 0 4 窪川町 4 2 2 大正町 4 2 5 十和村 4 2 1 佐賀町 4 2 3 大方町	4 1 2 四万十町 4 2 8 黒潮町	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.3.20	40 福岡県	209 甘木市 441 柏木町 442 朝倉町	228 朝倉市	新設合併
		622 扉川町 623 勝山町 624 豊津町	625 みやこ町	新設合併
		321 神埼町 322 千代田町 325 脊振村	210 神埼市	新設合併
		205 小林市 363 須木村	205 小林市	新設合併
	46 鹿児島県	207 名瀬市 526 住用村 528 笠利町	222 奄美市	新設合併
		404 長島町 403 東町	404 長島町	新設合併
		202 能代市 342 二ツ井町	202 能代市	新設合併
		442 金光町 443 鴨方町 444 寄島町	216 浅口市	新設合併
	37 香川県	321 内海町 323 池田町	324 小豆島町	新設合併
		381 線上町 382 線南町	387 綾川町	新設合併
		205 飯塚市 425 筑穂町 426 穂波町 427 庄内町 428 頸田町	205 飯塚市	新設合併
H18.3.27	01 北海道	210 岩見沢市 421 北村 422 栗沢町	210 岩見沢市	編入合併
		221 名寄市 467 風連町	221 名寄市	新設合併
		572 虻田町 573 洞爺村	584 洞爺湖町	新設合併
		579 早来町 580 追分町	585 安平町	新設合併
		582 鶴川町 583 穂別町	586 むかわ町	新設合併
		343 八森町 347 峰浜村	349 八峰町	新設合併
		303 小川町 304 美野里町 462 玉里村	236 小美玉市	新設合併
	08 茨城県	482 伊奈町 483 谷和原村	235 つくばみらい市	新設合併
		210 富岡市 381 妙義町	210 富岡市	新設合併
		422 東村 423 吾妻町	429 東吾妻町	新設合併
		484 笠懸町 501 大間々町 309 東村	212 みどり市	新設合併
		209 佐原市 345 山田町 346 栗源町 344 小見川町	236 香取市	新設合併
	12 千葉県	211 成田市 341 下総町 343 大栄町	211 成田市	編入合併
		404 成東町 405 山武町 406 蓼沼村 407 松尾町	237 山武市	新設合併
		408 横芝町 381 光町	410 横芝光町	新設合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18.3.27	2 1 岐阜県	2 0 2 大垣市 3 4 2 上石津町 3 8 4 墨俣町	2 0 2 大垣市	編入合併
	2 8 兵庫県	2 0 1 姫路市 4 4 4 香寺町 5 2 2 安富町 4 2 1 家島町 4 2 2 夢前町	2 0 1 姫路市	編入合併
	4 0 福岡県	2 0 8 山田市 4 2 2 稲築町 4 2 3 碓井町 4 2 4 嘉穂町	2 2 7 嘉麻市	新設合併
	4 3 熊本県	2 0 7 本渡市 2 0 9 牛深市 5 2 3 有明町 5 2 6 御所浦町 5 2 7 倉岳町 5 2 8 栖本町 5 2 9 新和町 5 3 0 五和町 5 3 2 天草町 5 3 3 河浦町	2 1 5 天草市	新設合併
	0 1 北海道	5 4 1 東藻琴村 5 4 2 女満別町	5 6 4 大空町	新設合併
		6 0 5 静内町 6 0 6 三石町	6 1 0 新ひだか町	新設合併
	0 4 宮城県	2 0 4 古川市 4 6 1 松山町 4 6 2 三本木町 4 6 3 鹿島台町 4 8 1 岩出山町 4 8 2 鳴子町 5 0 2 田尻町	2 1 5 大崎市	新設合併
		2 0 5 気仙沼市 6 0 4 唐桑町	2 0 5 気仙沼市	新設合併
	1 6 富山県	2 0 7 黒部市 3 4 1 宇奈月町	2 0 7 黒部市	新設合併
	2 0 長野県	2 0 9 伊那市 3 8 1 高遠町 3 8 7 長谷村	2 0 9 伊那市	新設合併
	2 2 静岡県	3 8 2 蒲原町 1 0 0 静岡市	1 0 0 静岡市	編入合併
	3 6 徳島県	3 8 1 由岐町 3 8 2 日和佐町	3 8 7 美波町	新設合併
		3 8 4 海南町 3 8 5 海部町 3 8 6 宍喰町	3 8 8 海陽町	新設合併
H18.3.31	4 2 長崎県	2 0 2 佐世保市 3 8 4 宇久町 3 9 0 小佐々町	2 0 2 佐世保市	編入合併
		3 6 9 加津佐町 3 7 0 口之津町 3 7 1 南有馬町 3 7 2 北有馬町 3 7 3 西有家町 3 7 4 有家町 3 7 5 布津町 3 7 6 深江町	2 1 4 南島原市	新設合併
	4 4 大分県	3 2 1 国見町 3 2 3 国東町 3 2 4 武藏町 3 2 5 安岐町	2 1 4 国東市	新設合併
	2 3 愛知県	4 2 8 弥富町 4 2 6 十四山村	4 2 8 弥富町	編入合併
		4 2 8 弥富町	2 3 5 弥富市	市制施行

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H18. 4. 1	2 7 大阪府	2 0 1 堺市	1 4 0 堺市 1 4 1 堺区 1 4 2 中区 1 4 3 東区 1 4 4 西区 1 4 5 南区 1 4 6 北区 1 4 7 美原区	政令指定都市 ～移行
		3 0 和歌山県	3 2 6 岩出町	市制施行
H18. 8. 1	1 9 山梨県	2 1 1 笛吹市 3 2 7 芦川村	2 1 1 笛吹市	編入合併
H18. 10. 1	1 0 群馬県	2 0 2 高崎市 3 2 1 棟名町	2 0 2 高崎市	編入合併
	4 0 福岡県	2 1 0 八女市 5 4 2 上陽町	2 1 0 八女市	編入合併
H19. 1. 1	0 7 福島県	3 2 3 本宮町 3 2 4 白沢村	2 1 4 本宮市	新設合併
H19. 1. 22	3 3 岡山県	2 0 1 岡山市 3 0 3 建部町 3 2 1 瀬戸町	2 0 1 岡山市	編入合併
H19. 1. 29	4 0 福岡県	5 6 1 瀬高町 5 6 4 山川町 5 8 1 高田町	2 2 9 みやま市	新設合併
H19. 2. 13	1 1 埼玉県	2 0 2 熊谷市 4 0 2 江南町	2 0 2 熊谷市	編入合併
H19. 3. 11	1 4 神奈川県	2 0 9 相模原市 4 2 1 城山町 4 2 4 藤野町	2 0 9 相模原市	編入合併
H19. 3. 12	2 6 京都府	3 6 1 山城町 3 6 2 木津町 3 6 3 加茂町	2 1 4 木津川市	新設合併
H19. 3. 31	0 9 栃木県	2 0 1 宇都宮市 3 0 3 上河内町 3 0 4 河内町	2 0 1 宇都宮市	編入合併
	4 5 宮崎県	2 0 3 延岡市 4 2 7 北川町	2 0 3 延岡市	編入合併
H19. 4. 1	1 5 新潟県	2 0 1 新潟市	1 0 0 新潟市 1 0 1 北区 1 0 2 東区 1 0 3 中央区 1 0 4 江南区 1 0 5 秋葉区 1 0 6 南区 1 0 7 西区 1 0 8 西蒲区	政令指定 都市～ 移行
		2 0 2 浜松市	1 3 0 浜松市 1 3 1 中区 1 3 2 東区 1 3 3 西区 1 3 4 南区 1 3 5 北区 1 3 6 浜北区 1 3 7 天童区	政令指定 都市～ 移行
H19. 10. 1	4 1 佐賀県	2 0 1 佐賀市 3 0 2 川副町 3 0 3 東与賀町 3 0 4 久保田町	2 0 1 佐賀市	編入合併
		5 0 3 上屋久町 5 0 4 屋久町	5 0 5 屋久島町	新設合併
H19. 12. 1	4 6 鹿児島県	3 2 3 須恵町 3 4 4 知覧町 3 4 5 川辺町	2 2 3 南九州市	新設合併
H20. 1. 1	3 9 高知県	2 0 1 高知市 3 8 3 春野町	2 0 1 高知市	編入合併
H20. 1. 15	2 3 愛知県	2 0 7 豊川市 6 0 1 音羽町 6 0 4 御津町	2 0 7 豊川市	編入合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H20.3.21	3 5 山口県	2 1 3 美祢市 4 6 1 美東町 4 6 2 秋芳町	2 1 3 美祢市	新設合併
H20.4.1	1 5 新潟県	2 1 2 村上市 5 8 2 荒川町 5 8 3 神林村 5 8 4 朝日村 5 8 5 山北町	2 1 2 村上市	新設合併
		2 0 9 島田市 4 2 6 川根町	2 0 9 島田市	編入合併
H20.7.1	0 7 福島県	2 0 1 福島市 3 0 9 飯野町	2 0 1 福島市	編入合併
H20.10.6	4 3 熊本県	2 0 1 熊本市 3 4 2 富合町	2 0 1 熊本市	編入合併
H20.11.1	2 2 静岡県	1 0 0 静岡市 3 8 3 由比町 2 1 0 富士市 3 8 1 富士川町 2 1 2 焼津市 4 0 2 大井川町	1 0 0 静岡市	編入合併
		2 0 9 大口市 4 2 1 菱刈町	2 2 4 伊佐市	新設合併
		2 1 4 藤枝市 4 0 1 岡部町	2 1 4 藤枝市	編入合併
		2 0 9 真岡市 3 4 1 二宮町	2 0 9 真岡市	編入合併
		2 0 4 日南市 3 2 1 北郷町 3 2 2 南郷町	2 0 4 日南市	新設合併
H21.3.31	2 0 長野県	4 0 7 阿智村 4 0 6 清内路村	4 0 7 阿智村	編入合併
H21.4.1	3 3 岡山県	2 0 1 岡山市 1 0 1 北区 1 0 2 中区 1 0 3 東区 1 0 4 南区	1 0 0 岡山市	政令指定 都市へ 移行
H21.5.5	1 0 群馬県	2 0 1 前橋市 3 0 3 富士見村	2 0 1 前橋市	編入合併
H21.6.1	1 0 群馬県	2 0 2 高崎市 3 6 3 吉井町	2 0 2 高崎市	編入合併
H21.9.1	0 4 宮城県	2 0 5 気仙沼市 6 0 3 本吉町	2 0 5 気仙沼市	編入合併
H21.10.1	2 3 愛知県	2 3 3 清須市 3 4 5 春日町	2 3 3 清須市	編入合併
H21.10.5	0 1 北海道	5 5 8 上湧別町 5 5 9 湧別町	5 5 9 湧別町	新設合併
H22.1.1	0 3 岩手県	2 0 2 宮古市 4 8 7 川井村	2 0 2 宮古市	編入合併
		2 0 1 長野市 5 8 1 信州新町 5 8 9 中条村	2 0 1 長野市	編入合併
	2 5 滋賀県	2 0 3 長浜市 4 8 2 虎姫町 4 8 3 湖北町 5 0 1 高月町 5 0 2 木之本町 5 0 3 余吳町 5 0 4 西浅井町	2 0 3 長浜市	編入合併
	4 0 福岡県	2 2 2 前原市 4 6 2 二丈町 4 6 3 志摩町	2 3 0 糸島市	新設合併
	2 3 愛知県	5 2 1 三好町 5 2 1 みよし町	5 2 1 みよし町 2 3 6 みよし市	名称変更 市制施行
H22.1.16	3 5 山口県	2 0 3 山口市 5 0 4 阿東町	2 0 3 山口市	編入合併
H22.2.1	2 3 愛知県	2 0 7 豊川市 6 0 3 小坂井町	2 0 7 豊川市	編入合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H22.2.1	40福岡県	210八女市 541黒木町 543立花町 545矢部村 546星野村	210八女市	編入合併
H22.3.8	19山梨県	361増穂町 362鰍沢町	368富士川町	新設合併
H22.3.21	25滋賀県	204近江八幡市 381安土町	204近江八幡市	新設合併
H22.3.22	23愛知県	421七宝町 422美和町 423甚目寺町	237あま市	新設合併
H22.3.23	11埼玉県	210加須市 421騎西町 424北川辺町 425大利根町	210加須市	新設合併
		232久喜市 446菖蒲町 461栗橋町 462鷺宮町	232久喜市	新設合併
		231印西市 325印旛村 328本塙村	231印西市	編入合併
		207富士宮市 361芝川町	207富士宮市	編入合併
	22静岡県	221湖西市 503新居町	221湖西市	編入合併
		201熊本市 341城南町 385植木町	201熊本市	編入合併
		205小林市 362野尻町	205小林市	編入合併
	46鹿児島県	441加治木町 442姶良町 443蒲生町	225姶良市	新設合併
		421中之条町 427六合村	421中之条町	編入合併
		203栃木市 365大平町 366藤岡町 368都賀町	203栃木市	新設合併
H22.3.31	15新潟県	202長岡市 441川口町	202長岡市	編入合併
	20長野県	202松本市 449波田町	202松本市	編入合併
	42長崎県	202佐世保市 388江迎町 389鹿町町	202佐世保市	編入合併

都道府県及び市区町村に付されている数値は、総務省政策統括官（統計基準担当）作成の「統計に用いる標準地域コード」を表している。

# 総務省統計局・統計研修所が編集・刊行する総合統計書

総務省統計局及び統計研修所では、国勢調査などの調査報告書のほか、次のような総合統計書等を編集・刊行しています。

これらの統計書等については、電子媒体でも提供されています。

## 日本統計年鑑

我が国の社会、経済など広範な分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。約750の統計表を収録

## 日本の統計

「日本統計年鑑」の中から特に重要なものを取り出して、ハンディな形に取りまとめた統計書。約500の統計表を収録

## 世界の統計

世界各国の人口、経済、文化などに関する主要な統計を、国際機関の統計年鑑など多数の国際統計資料から選んで収録した統計書。約160の統計表を収録

## 社会生活統計指標 一都道府県の指標一

都道府県の経済、社会、文化、生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。約600の統計指標は、原則として平成12年度、17年度及び最新年度の数字を収録

## 統計でみる都道府県のすがた

「社会生活統計指標」に収録された統計データの中から主なものを選び、各指標における都道府県別の順位を参考として掲載している。

## 統計でみる市区町村のすがた

市区町村の経済、社会、文化、生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。約100の基礎データの数字を収録

## Statistical Handbook of Japan

我が国の最近の実情を統計表、グラフ、写真を交え、英文で紹介した報告書

# 総務省統計局が所管している統計調査の結果等の利用案内

総務省統計局が所管している国勢調査などの調査報告書等については、次の方法により利用（閲覧・入手等）することができます。

なお、調査の種類によっては、必ずしも全ての方法による利用が可能とは限りませんので、御了承ください。

## 報告書等の閲覧

報告書等は、国立国会図書館及び各支部、都道府県統計主管課、都道府県立図書館に配布しています。

### ◇ 総務省統計図書館

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

図書閲覧室 TEL: 03-5273-1132  
統計相談室 TEL: 03-5273-1133

## 報告書、集計結果を収録した電磁的記録（MO、CD-R）の入手

### <報告書関係>

報告書等は、（財）日本統計協会を通じて入手できます。また、全国各地の政府刊行物サービス・センター、政府刊行物サービス・ステーション（官報販売所）でも取り扱っています。

### ◇ （財）日本統計協会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル6階

TEL: 03-5332-3151 FAX: 03-5389-0691

ホームページURL: <http://www.jstat.or.jp/>

### ◇ 政府刊行物サービス・センター（霞が関）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-2-1（農林水産省別館前）

TEL: 03-3504-3885（代表）

### <電磁的記録関係>

集計結果を収録したMO、CD-Rは、（財）統計情報研究開発センターを通じて入手できます。

### ◇ （財）統計情報研究開発センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5階

TEL: 03-3234-7471 FAX: 03-3234-7472

ホームページURL: <http://www.sinfonica.or.jp/>

## インターネット

総務省統計局では、インターネットを通じて統計データや各種統計局関連情報を提供しています。ホームページのURLは、<http://www.stat.go.jp/> です。

また、政府統計の総合窓口（e-Stat）でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。e-StatのホームページURLは、<http://www.e-stat.go.jp/> です。

# 統計でみる市区町村のすがた 2011

STATISTICAL OBSERVATIONS OF SHI,KU,MACHI,MURA

平成23年6月発行

編集・発行 総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03(5273)2020 (代表)

Statistics Bureau

Ministry of Internal Affairs and Communications

19-1 Wakamatsu-cho, Shinjuku-ku, Tokyo,

162-8668, Japan

Telephone: +81-3-5273-2020